

監査報告書

令和 5年 5月15日

学校法人 北野学園
理事会 御 中
評議員会 御 中

学校法人 北野学園

監事 中島浩喜 

監事 杉村 智代 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第15条の規定に基づき、学校法人北野学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における理事の業務執行状況及び業務並びに財産の状況に関して監査を実施いたしました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

私たち監事は監査にあたり、学校法人北野学園の令和4年度に係わる理事会、評議員会に出席したほか、監事監査計画書により、重要な決裁書類等を閲覧し、常勤理事から業務の報告を聴取し、時には役職員への質問や説明を求め、業務及び財産の状況を監査致しました。また、監査法人並びに内部監査室から監査の報告及び説明を受けました。

2 監査の結果

- (1) 理事の業務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はなかった。
- (2) 学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、収支及び財産の状況を正しく示しており、業務並びに財産に関する不正行為、または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。また、特に指摘すべき事項はありません。

以上